

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.7%
全職員	64.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長相当職	0%
課長相当職	100.9%
課長補佐相当職	96.6%
係長相当職	98.8%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.7%
31～35年	92.0%
26～30年	112.5%
21～25年	90.1%
16～20年	92.7%
11～15年	91.0%
6～10年	91.5%
1～5年	76.8%

【説明欄】

- ・部長相当職においては、女性職員任用がないため0%である。
- ・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は73.9%、住居手当の受給者に占める男性の割合は56.3%である。
- ・全職員の男女比は6:4であるところ、近年の女性の新規採用を増やした結果、継続年数5年以下の区分に占める職員の女性の割合が約6割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。